別表1 (第2条第1項及び第2項関係) 補助対象となる市民活動分野

(1) 市民活動の分野一覧

- ア 防災・防犯に関する活動イ こども・青少年・教育に関する活動ウ 福祉・健康・環境に関する活動エ 文化・スポーツに関する活動
- オ その他の活動

(2) 区長が指定する活動分野

全ての地域活動協議会について、(1)に掲げるア・イ・ウ・エ

別表2 (第2条第3項関係) 対象となる経費 (活動費補助金)

費目	内容等
報酬	・有償ボランティア等への報酬で1人あたりの時間単価が大阪府最
	低賃金を超えない金額
	(有償ボランティアや雇用等の形態は問わない)
報償費	・講師謝礼等(謝礼金の基準は大阪市のものを準用、超えた部分は
	自己負担)
	※地域内の地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)役員等へ
	の支出を除く
食糧費	・水分補給用の飲み物代
	・事業に直接関係のある会議用の茶菓代
	・事業実施に伴う従事者の最低限の茶菓・食事代
	※ただし茶菓代は160円/人(税抜き)、食事代は850円/人(税
	抜き)まで、超えた部分は自己負担
	※アルコール・嗜好品類は不可
委託料	事業実施に伴う委託料、舞台出演料
/# → p# → -#	※事業全部を委託する事は禁止
備品購入費	・リース等によらずに、備品を購入したほうが効果的であると認め
	られること。 ・1個または1組の価格が5万円(税抜き)を超えるもの
	・書籍(購入予定価格が5,000円(税抜き)以上の図書)
	・・セット販売の図書で、セット予定価格が 5,000円 (税抜き) 以上
	のもの
	・単に支給を目的とするものではなく、配布により事業効果が向上
冶光物 加复	するなどの必要性が認められる啓発物品
	※1人400円(税抜き)まで、超えた部分は自己負担
	※事業目的にかかる啓発標語及び団体名を表示したもの、または物
	品自体に事業の啓発効果があると認められるもの
その他経費	・事業実施に必要な交通費
	・事業実施に必要な物品の購入、食材・材料費等
	・コピー用紙、プリンタインク、文房具等事務用品
	・資料・パンフレット・ちらし・ポスター・写真等の印刷費、
	コピー代
	・書籍(雑誌、定期刊行物のほか、購入予定価格が 5,000 円(税抜
	き)未満の図書)等購入経費
	・事業実施に必要な電気・ガス・水道・ガソリン・灯油代等
	・修繕に関する費用(備品等の修理代)
	・事業実施に必要となる車両の点検、整備、修繕費用(車検含む)
	・通信運搬に関する費用(電話料、配送代、等)
	・各種保険料(青パト車両の保険料、イベント行事保険等)
	・手数料(印紙代、振込手数料、ごみ処理代、代引き手数料等)
	・事業実施に伴う会場借上げ経費、レンタカー、駐車場等
	・事業実施に必要な講習会等の会費
	・事業実施に必要な税金
	・その他市長が認めるもの

別表3 (第2条第5項関係) 運営費補助金の対象となる事業

各種会議の運営事務	地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)の各種会議の開催に係る準備、議事録作成等事務(ただし、活動に直接関係する会議に係る経費は、活動補助金にて対応すること)
活動の実質的な実施主 体間の調整事務	地域団体や NPO 等市民活動団体、学校、地域その他地域活動の 実質的な実施主体との連絡調整 他地域の地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)との連 絡調整 区役所や中間支援組織その他関係機関との連絡調整
地域住民による点検、 評価の機会の提供及び 意見集約	地域住民からの地域運営・地域活動に関する相談や意見の受付 地域住民からの議事録及び会計帳簿等の閲覧要求にかかる受付 及び資料開示
その他庶務	事業計画書・事業報告書、収支報告書・収支決算等各種書類作成事務 各種会議の議事録、会計帳簿等各種書類の管理 地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)の広報・啓発に関する業務(ただし、活動に直接関係する広報経費は活動補助金で対応すること) 人権研修に関する業務 その他庶務的事務(予算書、決算書などの書類作成その他)

別表4 (第2条第6項関係) 対象となる経費 (運営費補助金)

費目	内容等
幸促酉州	・事務員等への報酬で1人あたりの時間単価が大阪府最低賃金を超 えない金額 (有償ボランティアや雇用等の形態は問わない)
報償費	・講師謝礼等(謝礼金の基準は大阪市の物を準用、超えた部分は自己負担) ※地域内の地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)役員等への支出を除く
食糧費	・団体運営に関係のある会議用の茶菓代 ※ただし160円/人(税抜き)まで ※アルコール・嗜好品類は不可
委託料	・運営事務を委託する場合の委託料等
備品購入費	 リース等によらずに、備品を購入したほうが効果的であると認められること。 1個または1組の価格が5万円(税抜き)を超えるもの 書籍(購入予定価格が5,000円(税抜き)以上の図書) セット販売の図書で、セット予定価格が5,000円(税抜き)以上のもの
その他経費	・団体の運営に関わる交通費 ・コピー用紙、プリンタインク、文房具等事務用品 ・資料・パンフレット・ちらし・ポスター・写真等の印刷費、コピー代 ・団体の広報に関する費用(広報紙印刷費、ホームページ等の維持管理に関する費用等) ・書籍(雑誌、定期刊行物のほか、購入予定価格が5,000円(税抜き)未満の図書)等購入経費 ・団体の運営に関する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油代等・修繕に関する費用(備品等の修理代)・通信運搬に関する費用(電話料、配送代、郵送料等)・各種保険料 ・各種手数料(印紙代、振込・申請・口座管理・ごみ処理等)・団体の運営に関する会場借上げ経費、レンタカー等・団体の運営に必要な講習会等の会費 ・団体の運営に必要な講習会等の会費 ・団体の運営に関する税金等 ・その他市長が認めるもの